道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)

	ロ 車体の構造が歩きながら用いるためのものとして内閣府令で定
	して内閣府令で定める基準に該当すること。
	7 車体の大きさが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものと
	にも該当するもの(前号に掲げるものを除く。)
(新設)	二 レール又は架線によらないで通行させる車であつて、次のいずれ
(新設)	一歩行補助車、小児用の車及びショッピング・カート
に限る。)とする。	
動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するもの	府令で定める基準に該当するものに限る。)とする。
補助車等は、歩行補助車及びショッピング・カート(これらの車で原	補助車等は、次に掲げるもの(原動機を用いるものにあつては、内閣
第一条 道路交通法 (以下「法」という。) 第二条第一項第九号の歩行	第一条 道路交通法(以下「法」という。)第二条第一項第九号の歩行
(歩行補助車等)	(歩行補助車等)
現	改正案
(傍線の部分は改正部分)	○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)

第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2

(免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由)

める基準に該当すること。

並びに同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、

次に掲げる

とおりとする。

一 海外旅行をしていたこと。

第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2

(免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由)

並びに同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、

次に掲げる

とおりとする。

海外旅行をしていたこと。

- 二 災害を受けたこと。
- 三病気にかかり、又は負傷したこと。
- 四 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。
- 対前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める

社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じたこと。

事情があつたこと。

五.

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準

第三十三条の七 くは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。 までの間。 項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日 第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一 日が第四号に定める日以後である者に限る。)にあつては、 う試験 という。)に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行 定める日前五年間 十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証 る基準は、 (以下この項において「適性試験」という。) を受けた日の前 次項において同じ。)において違反行為又は別表第四若し 次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定 (第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者 (法第九 (以下「免許証 それぞれ

·二 (略)

のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつ定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由ことができなかつた者(その免許がその結果法第百五条第一項の規三 前条各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受ける

- 二 災害を受けたこと。
- 病気にかかり、又は負傷したこと。

三

- 四 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。
- 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない用務が生じたこと。

(新設)

五.

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 くは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする までの間。 項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前 第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一 日が第四号に定める日以後である者に限る。)にあつては、 う試験(以下この項において「適性試験」という。)を受けた日の という。)に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行 十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証 定める日前五年間(第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者(法第九 める基準は、 次項において同じ。 次の各号に掲げる者の区分に応じ、 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定)において違反行為又は別表第四若し それぞれ当該各号に (以下「免許証 それぞれ

·二 (略)

その期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、り効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためことができなかつた者(その免許がその結果法第百五条の規定によ三 前条各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受ける

ては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限)で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 更新を受けることができなかつた免許証を更新前の免許証とした 当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しない者に限る

四 · 五 (略)

場合における特定誕生日の四十日前の日

2

(略

(試験の免除

第三十四条の三 (略)

2 おりとする。 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、 次に掲げると

一 〈 匹 略

Ŧī. 法第百五条第一 一項において準用する法第百四条の四第六項の規定

により運転経歴証明書の交付を受けた者

3 第三十三条の六の二第三号から第六号までに掲げるものとする。 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるやむを得ない理由 は

4 (略)

(運転経歴証明書の交付)

第三十九条の二の四 略

第三十九条の 一 の 五 法第百五条第 一項におい て読み替えて準用する法 一項の規定に

第百四条の四第五項の政令で定める者は、

法第百五条第

を受けることができなかつた免許証を更新前の免許証とした場合に 法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しない者に限る。 当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、 おける特定誕生日の四十日前の日 更新 で 当

四 • 五 (略)

2 (略)

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一 項第三号の政令で定める者は、 次に掲げると

おりとする。

(略)

(新設)

3 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるやむを得ない理由 第三十三条の六の二第三号から第五号までに掲げるものとする。

4 (略)

(運転経歴証明書の交付)

第三十九条の二の四 (略

(新設)

次の各号のいずれかに該当する者とする。より効力を失つた免許に係る免許証の有効期間が満了する日において

件に該当している者 条第六項若しくは法第百三条第二項の規定による免許の取消しの要 条第六項若しくは法第百三条第二項の規定による免許の取消しの基準又は法第五 四条の二の三第五項において準用する場合を含む。) 若しくは法第百 条の二の三第五項において準用する場合を含む。) 若しくは法第百

いる者

一 法第九十条第五項、法第百三条第一項若しくは第四項(法第百四条の二の三第一項若しくは第三項の規定により免許の効力が停止四条の二の三第五項において準用する場合を含む。)若しくは法第百二条第一項若しくは第四項(法第百四

る者 該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。)に該当してい 法第百条の二第一項の基準該当初心運転者(同項各号のいずれかに 法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許の全てについて

2 おいて読み替えて準用する法第百四条の四第五項」 合において、 第六項の規定による運転経歴証明書の交付について準用する。 「が効力を失い」と読み替えるものとする。 とあるのは 前条の規定は 前条中 「法第百五条第一項」と、 法第百五条第二項において準用する法第百四条の四 「同条第五項」とあるのは 「を取り消され」とあるのは 「法第百五条第二項に と 同条第二項 この場

(我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域)

(我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域

げるとおりとする。 第三十九条の四 法第百七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲

·二 (略)

(削る)

三~七 (略)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第三欄に定める区分は、次の表の第一個に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分と

手数料の	<u> </u>		物件費及び施設費	人件費に対応する
種別	Þ	5	に対応する額	額
運転免許	大型自動	(鮥)	(鮥)	(略)
試験手数	車免許、	法第九十	五百円(第三十三	千四百円(第三十
料	中型自動	七条の二	条の六の二第六号	三条の六の二第六
	車免許又	第一項第	に掲げるやむを得	号に掲げるやむを
	は準中型	三号又は	ない理由のため免	得ない理由のため
	自動車免	第五号に	許証の更新を受け	免許証の更新を受
	許に係る	該当して	ることができなか	けることができな
	試験	同項の規	つた者に対する試	かつた者に対する
		定の適用	験にあつては、四	試験にあつては、

第三十九条の四 法第百七条の二の政令で定める国又は地域は、次に掲

一・二 (略)

げるとおりとする。

二 スロベニア共和国

四~八(略)

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分と

						Jal	-1 L	\T	11	_
						料	試験手数	運転免許	種別	手数料の
	試験	許に係る	自動車免	は準中型	車免許又	中型自動	車免許、	大型自動		<u> </u>
定の適用	同項の規	該当して	第五号に	三号又は	第一項第	七条の二	法第九十	(略)	5	रे
							五百円	(略)	に対応する額	物件費及び施設費
							千四百円	(略)	額	人件費に対応する

<u> </u>	試験にあつては、	験にあつては、四	定の適用	自動二輪
る	かつた者に対する	つた者に対する試	同項の規	許、普通
な	けることができな	ることができなか	該当して	二輪車免
受	免許証の更新を受	許証の更新を受け	第五号に	大型自動
め	得ない理由のため	ない理由のため免	三号又は	車免許、
を	号に掲げるやむを	に掲げるやむを得	第一項第	特殊自動
六	三条の六の二第六	条の六の二第六号	七条の二	許(大型
十	千四百円(第三十	五百円(第三十三	法第九十	種運転免
	(略)	(略)	(略)	特定第一
	(略)	(略)	(略)	
			場合	
	四百円)	百円)	を受ける	
	試験にあつては、	験にあつては、四	定の適用	
る	かつた者に対する	つた者に対する試	同項の規	
な	けることができな	ることができなか	該当して	
受	免許証の更新を受	許証の更新を受け	第五号に	
め	得ない理由のため	ない理由のため免	三号又は	
を	号に掲げるやむを	に掲げるやむを得	第一項第	
六	三条の六の二第六	条の六の二第六号	七条の二	係る試験
+	千四百円(第三十	五百円(第三十三	法第九十	車免許に
	(略)	(略)	(略)	普通自動
	(略)	(略)	(略)	
			場合	
	四百円)	百円)	を受ける	

		定の適用	自動二輪
		同項の規	許、普通
		該当して	二輪車免
		第五号に	大型自動
		三号又は	車免許、
		第一項第	特殊自動
		七条の二	許 (大型
千四百円	五百円	法第九十	種運転免
(略)	(略)	(略)	特定第一
(略)	(略)	(略)	
		場合	
		を受ける	
		定の適用	
		同項の規	
		該当して	
		第五号に	
		三号又は	
		第一項第	
		七条の二	係る試験
千四百円	五百円	法第九十	車免許に
(略)	(略)	(略)	普通自動
(略)	(略)	(略)	
		場合	
		を受ける	

(略)	(略)	(略)	大型自動
(略)	(略)	(略)	
四百円)	百円)		
試験にあつては、	験にあつては、四		
かつた者に対する	つた者に対する試		験
けることができな	ることができなか	る場合	に係る試
免許証の更新を受	許証の更新を受け	用を受け	転車免許
得ない理由のため	ない理由のため免	規定の適	動機付自
号に掲げるやむを	に掲げるやむを得	第一項の	許又は原
三条の六の二第六	条の六の二第六号	七条の二	自動車免
千四百円(第三十	五百円(第三十三	法第九十	小型特殊
			験
			に係る試
			二種免許
			は牽引第
			許若しく
			第二種免
			殊自動車
			は大型特
			じ。 文
			。以下同
(略)	(略)	(略)	許をいう
		場合	は牽引免
四百円)	百円)	を受ける	車免許又

大型自動		験	に係る試	転車免許	動機付自	許又は原	自動車免	小型特殊	験	に係る試	二種免許	は牽引第	許若しく	第二種免	殊自動車	は大型特	じ。 文	。以下同	許をいう	は牽引免	車免許又
(略)	(略)		る場合	用を受け	規定の適	第一項の	七条の二	法第九十											(略)	場合	を受ける
(略)	(略)							五百円											(略)		
(略)	(略)							千四百円											(略)		

	付手数料	免許証交	(略)												
に係る免許証	は第二種運転免許	第一種運転免許又	(略)	(略)			試験	許に係る	第二種免	通自動車	許又は普	第二種免	型自動車	免許、中	車第二種
新 証	連転免許	転免許又		(略)	(略)	場合	を受ける	定の適用	同項の規	該当して	第五号に	三号又は	第一項第	七条の二	法第九十
大号に掲げるやむ を得ない理由のた め免許証の更新を 受けることができ なかつた者であつ て、法第九十七条 の二第一項第三号 に該当して同項の に該当して同項の	十三条の六の二第	千百五十円(第三	(略)	(略)	(略)		百円)	験にあつては、四	つた者に対する試	ることができなか	許証の更新を受け	ない理由のため免	に掲げるやむを得	条の六の二第六号	五百円(第三十三
規定により、	二条第一項後段の	九百円(法第九	(略)	(略)	(略)		四百円)	試験にあつては、	かつた者に対する	けることができな	免許証の更新を受	得ない理由のため	号に掲げるやむを	三条の六の二第六	千四百円(第三十
当て代るの事種係一該はえ免種項類るの	0	+						13	á	な	受	め	を	类	十
	ໄ 士	在													
	付手数料	免許証交	(略)												
に係る免	は第二		(略) (略)	(略)			試験	許に係る	第二種免	通自動車	許又は普	第二種免	型自動車	免許、中	車第二種
に係る免許証		免許証交 第一種運転免許又		(略) (略)	(略)	場合	試験を受ける	許に係る 定の適用	第二種免 同項の規	通自動車 該当して	許又は普第五号に	第二種免 三号又は	型自動車第一項第		種
に係る免許証	は第二				(略) (略)	場合			種免					中	

	積載物重量制限超過(普通等	載物重量制限	割未満)、	型等五割以上十		(普通等	積載物重量制限超過	型等五割以上十割未満)、積4	型等五割
	制限超過(大	,積載物重量制限超過	(駐停車禁止場所等)、	車違反(対		過(大	積載物重量制限超過	(駐停車禁止場所等)、	車違反(
三点	満)、放置駐	(高速四十) 未満)	二十五以上三十 (字	速度超過	三点	放置駐	(高速四十) 未満)、	(二十五以上三十	速度超過
				運行			保険運行	、無車検運行又は無保険運行	の危険)
	無車検運行又は無保険	`	過 (大型等十割以上)	量制限超過		寸 (交通	、携帯電話使用等	過(大型等十割以上)	量制限超過
六点)、積載物重	(高速四十)以上五十未満)	(三十(高速四十))	速度超過	六点	積載物重	`	(三十(高速四十)以上五十未満)	速度超過
略)				(略)	略)				(略)
点数		為の種別	一般違反行為の種別		点数		為の種別	一般違反行為の種別	
		礎点数	般違反行為に付する基礎点数	一一般				般違反行為に付する基礎点数	一一一般
	八関係)	第三十七条の	第三十七条の三、第三十七条の八関係)	三十六条、第三			第三十七条の八関6	三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係)	三十六条
二の三、第	六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第	二十三条の二	第二十六条の七、第二	別表第二(第二十	二の三、第	一十三条の	二十三条の二、第二	別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、	別表第二
			(略)	2 • 3				(略)	2 • 3
			(略)	備考(監				(略)	備考
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
			に係る免許証	料				に係る免許証	料
			は第二種運転免許	交付手数				対第二種運転免許	交付手数
五 十 円	二千三百五十円	千百五十円	第一種運転免許又	免許証再		千百円	千百五十円	第一種運転免許又	免許証再
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
r)	加えた額)				兵)	加えた額)			
るごとに二百円を	るごとに				るごとに二百円を	るごとに	百円)		
係る事項を記載す	係る事項				係る事項を記載す	係る事項	付にあつては、八		
他の種類の免許に	他の種類				他の種類の免許に		たものに対する交		

	(二十未満)、道路外出右左折方法違反、道路外出右左	(二十未満)、道路外出右左折方法違反、道路外出右左
	、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過	、路線バス等優先通行帯違反、軌道敷内違反、速度超過
一点	一点混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反	混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、通行帯違反
	反 (長時間駐車)	
	、免許条件違反、番号標表示義務違反又は保管場所法違	反又は保管場所法違反(長時間駐車)
	横断等禁止違反、高速自動車国道等運転者遵守事項違反	運転者遵守事項違反、免許条件違反、番号標表示義務違
	車方法違反、高速自動車国道等措置命令違反、本線車道	命令違反、本線車道横断等禁止違反、高速自動車国道等
	用等(交通の危険)、消音器不備、大型自動二輪車等乗	大型自動二輪車等乗車方法違反、高速自動車国道等措置
	通行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、携帯電話使	行妨害、安全地帯徐行違反、騒音運転等、消音器不備、
	、整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、幼児等	整備不良(制動装置等)、安全運転義務違反、幼児等通
	満)、積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)) 、積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)、
	駐車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割未	車禁止場所等)、積載物重量制限超過(大型等五割未満
	等、駐停車違反(駐停車禁止場所等)、放置駐車違反(、駐停車違反(駐停車禁止場所等)、放置駐車違反(駐
	断歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止	歩行者等妨害等、徐行場所違反、指定場所一時不停止等
	交差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横	差点通行車妨害等、環状交差点安全進行義務違反、横断
	優先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状	先道路通行車妨害等、交差点安全進行義務違反、環状交
	面電車後方不停止、踏切不停止等、しや断踏切立入り、	面電車後方不停止、踏切不停止等、遮断踏切立入り、優
	反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路	反、高速自動車国道等車間距離不保持、追越し違反、路
	二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違	二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、法定横断等禁止違
	反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上	反、歩行者側方安全間隔不保持等、速度超過(二十以上
	視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違	視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違
二点	二点 警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無	警察官現場指示違反、警察官通行禁止制限違反、信号無
		反(道路使用)
		十割以上)、携帯電話使用等(保持)又は保管場所法違

牽引違反、 違反、 表示義務違反 急車妨害、 初心運転者標識表示義務違反、 助装置使用義務違反、 者等保護義務違反、 さ制限超過 駐停車違反 点左折等方法違反、 差点右左折等合図車妨害、 進路変更禁止違反、 折合図車妨害、 無灯火、 [動車発進妨害、 行帯違反、 安全不確認ドア開放等、 止措置義務違反、 積載物重量制限超過 警音器吹鳴義務違反、 最低速度違反、 本線車道出入方法違反、 原付牽引違反、 減光等義務違反、 (駐車禁止場所等)、 故障車 **積載方法制限超過** 指定横断等禁止違反、 割込み等、 座席ベルト装着義務違反、 交差点優先車妨害、 転落積載物等危険防止措置義務違反 追い付かれた車両の義務違反、 両表示義務違反又は仮免許練習標 乗車用ヘルメット着用義務違反、 本線車道通行車妨害、 (普通等五割未満)、積載物大き 乗車積載方法違反、 指定通行区分違反、 整備不良 停止措置義務違反、 合図不履行、 交差点右左折方法違反、 聴覚障害者標識表示義務 交差点等進入禁止違反 制限外許可条件違反 牽引自動車本線車 (尾灯等)、 車間距離不保持、 緊急車妨害等 合図制限違反 本線車道緊 定員外乗車 環状交差 幼児用補 初心運転 転落等 乗合 交 道

一・三 (略

備考

一 (略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に

牽引違反、 防止措置義務違反、 ヘルメット着用義務違反、 者等保護義務違反、 さ制限超過 進路変更禁止違反、 折 務違反又は仮免許練習標識表示義務違反 道通行車妨害、 ト装着義務違反、 駐停車違反 点左折等方法違反、 差点右左折等合図車妨害、 自 反 安全不確認ドア開放等、 積載物重量制限超過 警音器吹鳴義務違反、 動車発進妨害、 聴覚障害者標識表示義務違反、 無灯火、 合図車妨害、 牽引自動車本線車道通行帯違反、 原付牽引違反、 減光等義務違反、 (駐車禁止場所等)、 **積載方法制限超過** 本線車道緊急車妨害、 指定横断等禁止違反、 幼児用補助装置使用義務違反、 割込み等、 交差点優先車妨害、 携帯電話使用等 追い付かれた車両の義務違反、 転落積載物等危険防止措置義務違反 (普通等五割未満) 乗車積載方法違反、 初心運転者標識表示義務違反 整備不良 指定通行区分違反、 停止措置義務違反、 合図不履行、 交差点右左折方法違反、 最低速度違反、 交差点等進入禁止違反 制限外許可条件違反 (尾灯等)、 (保持)、 本線車道出入方法 車間距離不保持、 故障車 緊急車妨害等 合図制限違反 積載物大き 定員外乗車 環状交差 座席ベル 初心運転 両 転落等 本線車 乗車 表示 乗合 甪 交

二・三 (略

備考

(略)

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に

定めるところによる。

- 1~5 (略)
- における13から17までに規定する行為をいう。 上五十未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(三十(高速四十)以
- で、48から61まで又は63から11までに規定する行為をいう。は、5に規定する状態で運転している場合における24から46まと「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五未満)等」と
- 9~14(略)

16 ~ 21 (略)

する行為(15に規定する場合を除く。)をいう。

「携帯電話使用等(保持)」とは、法第七十一条第五号の五22 「携帯電話使用等(保持)」とは、法第七十一条第五号の五

となるような行為をいう。 「遮断踏切立入り」とは、法第三十三条第二項の規定の違反

定めるところによる。

- 1~5 (略)
- における13から16までに規定する行為をいう。 上五十未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場合6 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(三十(高速四十)以
- 合における17、19又は20に規定する行為をいう。 速四十)未満)等」とは、5に規定する状態で運転している場
 7 「酒気帯び (○・二五未満) 速度超過 (二十五以上三十 (高
- 「4 (各) 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五未満)等」と「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五未満)等」と

9~14 (略)

(新設)

15 20 (略)

(新設)

21 35 (略)

反となるような行為をいう。 「しや断踏切立入り」とは、法第三十三条第二項の規定の違

46 等違反行為のうち、 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、 19に規定する行為以外のものをいう。 駐停車禁止場 所

47 • 48 (略)

49 セント以上百パーセント未満のもの 積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パー 「積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)」とは をいう。 (20に規定する行為を除く

(削る)

50 5 54

(略)

72 ような行為 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となる (34に規定する行為を除く。)をいう。

73 \$ 82 (略

83 駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については 段の規定の違反となるような行為 第二項から第四項まで、 項若しくは第二項、 47に規定する行為以外のものをいう。 「駐停車違反 (駐車禁止場所等)」とは、 第四十七条、第四十八条、 第四十九条の四又は第四十九条の五後 (法第四十九条の三第三項又 法第四十五条第 第四十九条の三

> 37 \$43 略

44 等違反行為のうち、 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、 18に規定する行為以外のものをいう。 駐停車禁止 場所

45 • 46 (略)

47 セント以上百パーセント未満のもの 積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パー 「積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)」とは をいう。 (19に規定する行為を除く

54 5 70 53 号の五の規定に違反する行為 路における交通の危険を生じさせた場合に限る。 「携帯電話使用等 (交通の危険) (同号の規定に違反し、 とは、 法第七十)をいう。 条第五

71 ような行為 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となる (32に規定する行為を除く。)をいう。

(略)

72 \$ 81 82 段の規定の違反となるような行為 駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。 第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後 項若しくは第二項、 45に規定する行為以外のものをいう。 は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第 (略 第四十七条、 第四十八条、 (法第四十九条の三第三項又 第四十九条の三 のうち

84 5 91

(略)

92 満のもの 量制限超過のうち、 「積載物重量制限超過(普通等五割未満)」とは、 (48)に規定する行為を除く。)をいう。 その超える積載の割合が五十パーセント未 積載物重

99| 〜 る 103| 行 為 「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条の規定に違反す (50に規定する行為を除く。)をいう。

(削る)

略

別表第六 (第四十五条関係)

(略) (略) (略)	原付車 一万二千円	二輪車 一万五千円	帯電話使用等 (保持) 普通車 一万八千円	六 速度超過(二十五以上三十未満)又は携 大型車 二万五千円	(略) (略) (略)	月 行 ネ の 和	丁 為 り 重 頁 車両等の 反則金の	万 具 名 a a 和 另
[1)	二千円	五千円	八千円	五千円			金の額	

91 満のもの 量制限超過のうち、 「積載物重量制限超過(普通等五割未満)」とは、 (46)に規定する行為を除く。)をいう。 その超える積載の割合が五十パーセント末 積載物重

103| 98| | 〜 る | 102| 行 為 97 「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条の規定に違反す (48に規定する行為を除く。)をいう。

(略)

用し、 の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視 の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使 する行為 携帯電話使用等 又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号 (53に規定する場合を除く。 (保持) とは、)をいう。 法第七十 条第五号の五

104 \(\)
128 (略)

別表第六 (第四十五条関係

(略)				六 速度超過(二十五以上三十未満	(略)	万 貝 イ ネ	亍 為	反 則 行 為
				二十未満)			重	の種別
(略)	原付車	二輪車	普通車	大型車	(略)	種類	車両等の	
(略)	一万二千円	一万五千円	一万八千円	二万五千円	(略)		反則金の額	

		図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務			図不履行、合図制限違反、警音器吹鳴義務
		入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合			入禁止違反、無灯火、減光等義務違反、合
		点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進			点優先車妨害、緊急車妨害等、交差点等進
		折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差			折等合図車妨害、指定通行区分違反、交差
		合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左			合自動車発進妨害、割込み等、交差点右左
五千円	原付車	止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗	五千円	原付車	止違反、追い付かれた車両の義務違反、乗
	は二輪車	等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁		は二輪車	等禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁
六千円	普通車又	反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断	六千円	普通車又	反、道路外出右左折合図車妨害、指定横断
七千円	大型車	十八 通行帯違反、路線バス等優先通行帯違	七千円	大型車	十八 通行帯違反、路線バス等優先通行帯違
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		運転者遵守事項違反			
		車道横断等禁止違反又は高速自動車国道等			車国道等運転者遵守事項違反
		反、携帯電話使用等(交通の危険)、本線			反、本線車道横断等禁止違反又は高速自動
		整備不良(制動装置等)、安全運転義務違			整備不良(制動装置等)、安全運転義務違
		安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、			安全進行義務違反、横断歩行者等妨害等、
六千円	原付車	等、交差点安全進行義務違反、環状交差点	六千円	原付車	等、交差点安全進行義務違反、環状交差点
七千円	二輪車	車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止	七千円	二輪車	車間距離不保持、追越し違反、踏切不停止
九千円	普通車	色等)、通行区分違反、高速自動車国道等	九千円	普通車	色等)、通行区分違反、高速自動車国道等
一万二千円	大型車	十六 速度超過(十五未満)、信号無視(赤	万二千円	大型車	十六 速度超過(十五未満)、信号無視(赤
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
七千円	原付車		七千円	原付車	
九千円	二輪車		九千円	二輪車	
一万二千円	普通車	や断踏切立入り	万二千円	普通車 一	断踏切立入り
一万五千円	大型車	十二 速度超過(十五以上二十未満)又はし	万五千円	大型車	十二 速度超過(十五以上二十未満)又は遮

略 違反、 反、 線車道緊急車妨害、 反 引違反、 許練習標識表示義務違反 行帯違反、 違反、乗車積載方法違反、 安全不確認ドア開放等、 最低速度違反、 公安委員会遵守事項違反、 騒音運転等、 転落積載物等危険防止措置義務違反 泥はね運転、 故障車両表示義務違反又は仮免 本線車道通行車妨害、 初心運転者等保護義務違 牽引自動車本線車道通 転落等防止措置義務 停止措置義務違 定員外乗車、 消音器不備 本 牽が 略 略

違反、

転落積載物等危険防止措置義務違反

安全不確認ドア開放等、

停止措置義務違

反、

騒音運転等、

初心運転者等保護義務違

遵守事項違反、

消音器不備、

最低速度違反

携帯電話使用等

(保持)、

公安委員会

本線車道通行車妨害、

本線車道緊急車妨

違反、

乗車積載方法違反、

定員外乗車、

牽が

引違反、

泥はね運転、

転落等防止措置義務

備考

略

- ろによる。 別表第二の備考の二に定めるところによるほか、 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ 次に定めるとこ
- 1 6 略
- うち、 等以外))」とは、 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等 5に規定する行為以外のものをいう。 別表第二の備考の一 <u>_</u> (高齢運転者等専用場 19に規定する行為の 所

7

- 8 略
- 9 以外))」とは、 放置駐車違反 別表第二の備考の二の47に規定する行為のう (駐車禁止場所等 (高齢運転者等専用場 所等

備考

(略)

義務違反

車両表示義務違反又は仮免許練習標識表示

牽引自動車本線車道通行帯違反、

故障

略

- ろによる。 別表第二の備考の二に定めるところによるほか、 1 6 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等 略 (高齢運転者等専用場 次に定めるとこ
- 8 (略)

うち、

5に規定する行為以外のものをいう。

等以外))」とは、

別表第一

一の備考の二

一の18に規定する行為の

所

9 以外))」とは、 「放置駐車違反 別表第二の備考の二の45に規定する行為のう (駐車禁止場 所等 (高齢運転者等専用場 所等

略

略

8に規定する行為以外のものをいう。

- 10 11 (略)
- 12 ち、 以外))」とは、別表第二の備考の二の46に規定する行為のう 「駐停車違反(駐停車禁止場所等 10に規定する行為以外のものをいう。 (高齢運転者等専用場所等
- 13 (略)
- 14 外))」とは、 13に規定する行為以外のものをいう。 「駐停車違反(駐車禁止場所等 別表第二の備考の二の83に規定する行為のうち (高齢運転者等専用場所等以

15 \ 22 (略) (略)

三

10 • 11 12 ち、 以外))」とは、別表第二の備考の二の4に規定する行為のう 「駐停車違反(駐停車禁止場所等 10に規定する行為以外のものをいう。 (略)

(高齢運転者等専用場所等

8に規定する行為以外のものをいう。

14

13

(略)

外))」とは、 13に規定する行為以外のものをいう。 「駐停車違反(駐車禁止場所等 別表第二の備考の二の82に規定する行為のうち (高齢運転者等専用場所等以

15 \ 22 略)

Ξ

(略)

- 17 -